記者発表資料

がんばろう！東北

平成２６年１１月１１日
国土交通省東北地方整備局
岩手河川国道事務所
北上川ダム統合管理事務所

北上川上流地域の『河川協力団体』を募集します。
～河川協力団体を募集し、説明会を開催します～

岩手河川国道事務所と北上川ダム統合管理事務所では、河川協力団体指定制度に基づき、北上川上流地域の国管理区間について「河川協力団体」を平成２６年１１月１１日から平成２６年１２月２５日まで募集します。

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うＮＰＯ等の民間団体を支援するものです。今回の募集は、河川協力団体として河川の維持、河川環境の保全等の活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となります。

また、河川協力団体制度及び募集等に関する説明会を開催します。

記

【募集について】

１．募集期間　：平成２６年１１月１１日（火）から
　　平成２６年１２月２５日（木）まで

２．募集要項　：別添資料をご参照下さい。
　　なお、様式等のデータについては、事務所ホームページから
　　入手可能です。
　　岩手河川国道事務所：http://www.thr.mlit.go.jp/iwate/
　　北上川ダム統合管理事務所：http://www.thr.mlit.go.jp/kitakato/

【説明会について）

１．会　　場　：　東北地方整備局　岩手河川国道事務所
　　２階大会議室

２．日　　時　：　平成２６年１１月２７日（木）　１３時３０分～１５時

３．定　　員　：　４０名程度（会場に限りがあることから、先着順となります。）

４．説明内容　：　河川協力団体の指定について

５．概　　要　：　別添資料をご参照ください

６．そ の 他　：　参加希望者は、事前に岩手河川国道事務所河川占用調整課（直通：019-624-3273）まで連絡をお願いします。

＜発表記者会：岩手県政記者クラブ＞

問い合わせ先
国土交通省　東北地方整備局　岩手河川国道事務所 盛岡市上田４丁目２－２ 電話：０１９－６２４－３１３１（代表） 河川占用調整課長　櫻田　守　（内線３４１） 国土交通省　東北地方整備局　北上川ダム統合管理事務所 盛岡市下厨川四十四田１ 電話：０１９－６４３－７８３１（代表） 調査課長　冨岡　繁則（内線３５１）

別添資料

河川協力団体制度の創設

■河川協力団体制度とは？

◆　河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援※するものです。※許可の簡素化等

◆　河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
　申請を受けた河川管理者は、厳正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆　河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持


河川敷清掃


ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供


船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究


外来種調査


鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発


マイ防災マップづくり


安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体制度のねらいは？

◆　今回創設する制度は、河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。

■申請に必要な資格は？

◆　申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の８※に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとされています。

①代表者が定まっていること。

②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。

③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。

④法人等の構成員（役員を含む。）が５名以上いること。

⑤申請時点において、法人等の設立後５年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。

⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。

⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

⑧直近１年間の税を滞納していないこと。

⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。

⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

※　河川法第５８条８第１項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

■河川協力団体に指定されると？

◆許可等が簡素化されます

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

※
- 工事等の実施の承認 ⇒ 河川法第20条
- 土地の占用の許可 ⇒ 河川法第24条
- 土石以外の河川産出物の採取の許可 ⇒ 河川法第25条後段
- 工作物の新築等の許可 ⇒ 河川法第26条第１項
- 土地の掘削等の許可 ⇒ 河川法第27条第1項
- 権利の譲渡の承認 ⇒ 河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。）

例）　現状においては、河川法第24条、第26条の許可が必要になります



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

◆場合によっては委託を受けることが可能になります

河川管理者が特に必要と認めるときは、河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることが可能となります。

なお、委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】
地方公共団体にのみ委託可能

拡大

【法改正後】
国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」
例）堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」
例）河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良

河川協力団体募集要項

1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

河川協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

2 特に期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

（１）特に期待している具体的な活動内容

河川法第 58 条の９のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
- 国が管理する堤防の除草
- 国が管理する河川区域内の清掃活動
- 国が管理する河川区域内の環境保全　等

② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- 不法投棄の監視、河川の安全利用、動植物の生息に関する情報収集又は提供　等

③ 河川の管理に関する調査研究
- 河川に生息する動植物又は水質に関する調査研究　等

④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
- ハザードマップの作成、防災情報の普及啓発、安全利用講習又は環境学習会の開催　等

⑤ 上記に掲げる業務に附帯する業務
- 上記を実施するために必要な草刈り又は清掃、事前告知　等

（２）対象となる河川区間

上記（１）の活動を実施していただく区間は、おおむね次の区間内とします。

＜岩手河川国道事務所管内＞

北上川　：岩手・宮城県境【0km】から四十四田ダム下流【144km】ま

での国管理区間
砂鉄川　：北上川合流点【0km】から岩ノ下橋上流 1km 付近【6.7km】までの国管理区間
磐井川　：北上川合流点【0km】から黒沢橋（県道）【6.9km】までの国管理区間
人首川　：北上川合流点【0km】から江雲橋（県道）【1.3km】までの国管理区間
胆沢川　：北上川合流点【0km】から東北本線鉄橋（ＪＲ）【1.6km】までの国管理区間
和賀川　：北上川合流点【0km】から九年橋（市道）【1.3km】までの国管理区間
豊沢川　：北上川合流点【0km】から豊沢橋（市道）【0.75km】までの国管理区間
猿ヶ石川：北上川合流点【0km】から田瀬ダム下流【26km】までの国管理区間
雫石川　：北上川合流点【0km】から御所ダム下流【11.06km】までの国管理区間
中津川　：北上川合流点【0km】から水道橋（市道）【4.3km】までの国管理区間

＜北上川ダム統合管理事務所管内＞
四十四田ダムの国管理区間
胆沢ダムの国管理区間
湯田ダムの国管理区間
田瀬ダムの国管理区間
御所ダムの国管理区間

なお、申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。
また、複数の事務所、管理所の管理区間で活動を希望する場合は、いずれか１つの窓口に申請してください。

３ 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第７号）第 33 条の８に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。
また、２（２）対象となる河川区間において、直近おおむね５年間にわたり、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていることが必要です（７（２）審査基準参照）。

①代表者が定まっていること。
②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に

関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
④法人等の構成員（役員を含む。）が５名以上いること。
⑤申請時点において、法人等の設立後５年以上（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第 10 条第１項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
⑧直近１年間の税を滞納していないこと。
⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外は、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

４ 申請書類

（１）河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添河川協力団体指定申請書に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

ア　法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
イ　直近おおむね５年間の活動実績報告書
ウ　指定後おおむね５年間の活動実施計画書
エ　法人等の監査報告書又は収支計算書
オ　法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
カ　３ 申請資格⑥、⑦、⑨の要件を満たすことを確認する書類
キ　３ 申請資格⑩の要件を満たすことを証する書類
ク　その他河川管理者が必要と認める書類

（２）申請に当たっての留意事項
ア　提出された書類は、返却いたしません。
イ　申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
ウ　提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

５ 募集期間

平成２６年１１月１１日から平成２６年１２月２５日まで

6 提出先

（１）以下の提出先に、持参又は郵送により提出してください。
　ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前９時から午後５時までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とします。

〒０２０－００６６
岩手県盛岡市上田四丁目２－２
東北地方整備局 岩手河川国道事務所 河川占用調整課 占用調整第一係
TEL　０１９－６２４－３２７３
Ｅメール　iwate-kawakan@thr.mlit.go.jp

〒０２０－０１２３
岩手県盛岡市下厨川字四十四田１
東北地方整備局　北上川ダム統合管理事務所　調査課　調査係
TEL　０１９－６４３－７９７３
Ｅメール　kitakato@thr.mlit.go.jp

（２）申請を行うに当たり、希望する業務を行う区間が、河川の管理を管轄する東北地方整備局の事務所の複数にまたがる場合には、いずれかの事務所に提出することができます。

7 審査方法

（１）審査方法
　河川協力団体の指定を行うに当たり、岩手河川国道事務所及び北上川ダム統合管理事務所に、審査会をそれぞれ設置し、申請書類の確認及び審査を行います。
　なお、東北地方整備局長は、委員会を設置し、審査会の報告の内容について意見を聴くものとします。

（２）審査基準
①　申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。
（ア）継続性：直近おおむね５年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。
（イ）公共性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者と

の協力関係が認められる活動であること。

（ウ）活動姿勢：直近おおむね５年間において、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

（ア）実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

（イ）貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。

（ウ）協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

（３）ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを実施します。

８ 結果の通知

（１）河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

（２）上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。

（３）河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

９ 指定後の留意事項

（１）河川協力団体の指定を受けた団体には、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

（２）河川協力団体の指定を受けた団体には、事務所長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出していただきます。

（３）河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所長に対して、変更の内容を明らかにする書類を

提出していただきます。

（４）河川協力団体の指定を受けた団体には、事務所長の求めに応じ、活動状況について報告を行っていただきます。

（５）河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所長に対して報告してください。

10 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

ア　河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
イ　河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
ウ　河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

11 問い合わせ先

岩手河川国道事務所 河川占用調整課 占用調整第一係
TEL　０１９－６２４－３２７３　　FAX　０１９－６２４－３２７６
Ｅメール　iwate-kawakan@thr.mlit.go.jp

北上川ダム統合管理事務所　調査課　調査係
TEL　０１９－６４３－７９７３　　FAX　０１９－６４３－７９７７
Ｅメール　kitakato@thr.mlit.go.jp

（様式第１号）

河川協力団体指定申請書

平成　　年　　月　　日

（申請先）

○○事務所長　殿

（申請者）
住所
事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名　　㊞

河川協力団体の指定を受けたいので、河川法第58条の８第１項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

１　法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
２　活動実績報告書
３　活動実施計画書
４　法人等の監査報告書又は収支計算書
５　法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
６　河川協力団体指定準則第３第６，７，９号の要件を満たすことを証する書類
７　河川協力団体指定準則第３第10号の要件を満たすことを証する書類
８　その他河川管理者が必要と認める書類

（様式－報告）１枚目

直近おおむね５年間の活動実績報告書

１．提出日

・平成＿＿年＿＿月＿＿日

２．法人等名

・法人等名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・代表者名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．活動実績

（１）継続性（活動内容及び活動期間）

・次のいずれかに○印を付して、（　）内に具体的な活動内容を記載してください（複数ある場合は複数可、ただし、活動内容ごとにおける活動期間を審査する）。

・「　」内に、おおよその活動開始時期を記載してください。

・また、活動期間中の毎年の活動が分かる資料（写し）を添付してください（例：河川管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書等）。

①河川敷の除草又は清掃、ビオトープの整備等、河川管理者に協力して行う工事又は河川の維持

（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

「平成／昭和＿＿年＿＿月から提出日まで」

②不法行為の監視、河川の利用状況の把握等、河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

「平成／昭和＿＿年＿＿月から提出日まで」

③外来種又は希少種の調査等、河川の管理に関する調査研究

（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

「平成／昭和＿＿年＿＿月から提出日まで」

→次のページへ続く

④河川の安全利用講習、環境学習、防災マップづくり等河川の管理に関する知識の普及及び啓発

（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

「平成／昭和＿＿年＿＿月から提出日まで」

⑤調査研究時に行う調査箇所の清掃活動等、前各号に附帯する活動

（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

「平成／昭和＿＿年＿＿月から提出日まで」

（２）公共性（活動実績）

・次のいずれかに○印を付して、（　）内に具体的な活動内容を記載してください（複数ある場合は複数可）。
・また、その実績が分かる資料（写し）を添付してください（例：河川管理者等主催のクリーンアップ等河川清掃、水生生物調査等環境調査、防災訓練、委員会等に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料（協議書、申請書、委嘱状、表彰状等））。

①当該実績が、河川管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

②当該実績に河川管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。

（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

③当該実績に関して、河川管理者から協力に関する表彰実績がある。

（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

④上記①②③に準じた河川管理者が認める活動実績がある。

（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

以上。

（様式－計画）１枚目

指定後おおむね５年間の活動実施計画書

１．提出日

・平成＿＿年＿＿月＿＿日

２．法人等名

・法人等名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・代表者名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．活動実施体制

（１）実効性（実施体制、実施計画）

①活動時期、スケジュール

※おおよその活動時期を文章又は表形式により記載願います。

②活動内容・区間と配置人員

※具体的な活動内容・区間とおおよその配置人員を記載願います。

※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付願います。

③活動実施にあたっての目標、注意事項

※過去の活動実績を例示するなどして文章により記載願います。

→次のページへ続く

（２）貢献度（活動方針、協力姿勢）

①活動方針

※河川管理への貢献を含め、文章により記載願います。

②河川管理への協力姿勢

※実施に当たり河川管理への協力姿勢を文章により記載願います。

（３）協調性（地域への配慮等、地域と連携）

①地域への配慮等

※住民、市町村、他の民間団体等への配慮等を文章により記載願います。

②地域と連携

※住民、市町村、他の民間団体等との連携計画を文章により記載願います。

※Ａ４版で１～４枚程度を目安として作成してください。

（参考様式）

確　　認　　書

平成　　年　　月　　日

（申請先）

○○事務所長　殿

（申請者）
住所
事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名　　㊞

当申請者は、下記について相違ありません。

１　宗教活動又は政治活動を活動目的としていません。
２　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
３　公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていません。

（参考様式）

誓　　約　　書

平成　　年　　月　　日

（申請先）

○○事務所長　殿

（申請者）

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名　　㊞

当申請者は、河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約します。